# のやすうき

まってから3ヵ月になります。 たのでしょうか。 な思いで学校に登校させてい にとって3ヵ月間はどのよう 一年生の保護者のかたがた 小学校は新しい学年が始

このような状況があったこと チェックをしていたのではな は何時になるのか。」などと きているのか。」「今日の下校 を思い出しました。 いかと思います。私の家でも へ持って行くものは用意がで さんを早く起こしたり「学校 遅刻しないようにと、お子

ち苦労がありますよね。 習慣にすることは、最初のう 慣れていない時間の流れを

の気持ちにもゆとりが出てき 自分のペースにもなり、自分 間の使い方が分かってきて、 くると家族や自分自身にも時 日が経つにつれて、慣れて 楽になるのではないかと



### プールの授業が 始まります

に思えました。 なった時、戸惑いがあるよう 子どもたちも新しい学年に 感じます。

姿はだんだん様になっていく を一生懸命に行っています。 ちと学校へ登校してきました。 倒を見てほかの学年のお友だ また登校班では、一年生の面 ていかなければなりません。 とをしながらみんなをまとめ ブでは自分たちの興味あるこ なければなりませんし、クラ ら、児童会を自分たちで進め 安もあるのか」と感じました。 慣れていないいくつもの事 校内では、最高学年ですか 一生懸命に行っているこの

その中でも「新六年生は不 予定です。 小学校・南小学校で行われる 六月下旬にプール開きが北

端にしっかり掴まって顔も真 学校のプールに入りますね。 怖いのでしょうね。 す。本人にとっては、とても 剣な表情でいる姿が見られま は、初めは泳げなくプールの 観に行きますが、一年生児童 毎年プールの授業を何回か 一年生にとっては、初めて

ちに真剣な表情はなくなり、 間か一緒に体験をしていくう れ、顔は楽しい表情になって プールに掴まっていた手は離 しかし担任とともに、何時

を振れるぐらいになっている プールサイドにいる人に手

> ことが、すばらしいことと感 と思っていることなのに体験 じました。 をしていくうちに成果が出た その姿を見ていると、怖い

どのような表情でしょうか。 でのプール参観などありまし たらと思います。 たら、ぜひ観に来ていただけ ている姿をプールサイドから と思いますが、一生懸命行っ 応援していこうと思います。 ト苦手なお子さんがいること もし、クラスあるいは学年 得意なお子さんや、チョッ 今年の子どもたちの様子は

方でありますように~ 「お天気も、子どもたちの味



### 龍神まつり

の舞に家族が参加している姿 たちは楽しみにしています。 を見に行く子どももいるよう 子龍を担ぐ子どもや、龍神 今年も龍神まつりを子ども

している家も数多いのですね 家族総出でおまつりに参加

> 願いをしようと思います。 すように」と子どもたちとお 花火が打ち上げられます。 ゙キレイに見ることができま 屋台もたくさん出て、夜は

の相談に応じています にかかわる心理的な悩み ださい。 ごとをお気軽にご相談く 配なこと、学校での心配 や、お子さんについて心 心理相談室の利用について ご自身の学校での悩み 心理相談室では、 教育

### 相談日·相談時間 相談 日…水曜日

相談時間…

午後2時~4時30分の間 にお電話ください。 日時を決めます。水曜日、 あらかじめ電話で相談 相 相談場所…心理相談室 談 料…無 午後2時~5時

### 予約・問い合わせ先

えください。 117番へ繋ぐようお伝 ただき、心理相談室内線 習係(32)2770または (32) 9100へかけてい エコールみよた生涯学



#### 環境衛生

(内線47.74) 町民課環境衛生係 (32)3111

# の焼却は、禁止されています

平成14年12月1日から一部の例外を除き禁止されています。 違法な焼却行為は処罰の対象になります。

(通称)プチプチ

## 焼却禁止の例外として・・・

### ●法規制適合型の焼却 炉での焼却

○外気と遮断された状態で定 ○800℃以上で焼却できる 量ずつごみを投入できるも

○炉内の温度を測定でき、 度を保つための助燃装置が 設けられているもの 温

※焼却炉の性能が発揮される よう適切な運転・管理がさ れなければなりません。

の行事を行うために必要な

## 傍却は基づいて行う

○病害虫のついた木の枝の焼 却

> ○伝染病にかかった家畜の死 体の焼却

### ❸公共的もしくは社会 い焼却といむを得な

○風俗習慣上または、宗教上 ○災害の予防、応急対策また は、復旧のために必要な焼却 • 凍霜害を防ぐためのわら の焼却

○農業、林業または、漁業を ・どんど焼き・焼いも大会 などの行事による焼却

のとして行われる廃棄物の 営むためにやむを得ないも

> ※焼却禁止の例外と思われる 0 たき火などの日常生活を営 物の焼却で軽微なもの むために通常行われる廃棄

場合でも、住宅が密集して で集積所に出すようにして 者に配慮し、町指定ごみ袋 ください。 いる地域においては、近隣

います。) は、その旨を所轄消防署 発生する恐れのある場合 ます。(火災と間違える 消防署へ届出をお願いし ①以外の野焼きの場合は 長に届けることになって ような煙または、火災を

### 歪 誤

容器包装プラスチック 可燃ごみ

ゴム手袋など

### 正 誤

問い合わせ先 可燃ごみ

町民課環境衛生係(内線47)



